

中国四国防衛局達第6号
改正 令和2年9月9日中国四国防衛局達第1号
改正 令和3年6月29日中国四国防衛局達第4号

緊急事態等における中国四国防衛局の対応要領を次のとおり定める。

平成25年5月30日

中国四国防衛局長 渡邊 一浩

緊急事態等における中国四国防衛局の対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「緊急事態等が発生した際の速報について(通達)」(防官文第2623号。20.3.7。以下「通達」という。)に規定する緊急事態等の発生時において、的確な状況把握及び適切な処置が図れるよう必要な事項を定めるものとする。

(非常勤務態勢)

第2条 緊急事態等発生時における中国四国防衛局の非常勤務態勢は、次の各号に定める区分とする。

(1) 第1種非常勤務態勢

初動対応において、情報収集及び意思決定を行うために必要な態勢

(2) 第2種非常勤務態勢

関係部隊、地方公共団体、対処現場等へ所要の職員を派遣するための態勢

(3) 第3種非常勤務態勢

局員総員態勢

2 緊急事態等を所掌する各部長は、別表を基準として、前項各号に定めるいずれかの区分の非常勤務態勢の発動及び終結が必要と認めるときは、局長へ上申するものとする。局長(局長が指示できないときは総務部長)は、非常勤務態勢の発動及び終結を指示する。非常勤務態勢が発動された場合、第7条第1項第1号に掲げる中国四国防衛局における非常勤務の態勢強化マニュアルに定める参集者は、特別な事情のある場合を除き、速やかに参集するものとする。ただし、管轄内における在日米軍に係る航空機事故その他の重大事故による人身及び財産等の被害発生時については、駐留軍航空機事故等緊

急対策本部の設置に関する規則（平成21年中国四国防衛局達第11号）に定めるところによる。

（本部）

第3条 非常勤務態勢が発動された場合、本部を設置するものとし、総務部長は、緊急事態等を所掌する部長と協議して職員に非常勤務態勢を周知するとともに、本部の設置を準備するものとする。ただし、管轄内における在日米軍に係る航空機事故その他の重大事故による人身及び財産等の被害発生時で局長が必要と認めるときは、別に定める駐留軍航空機事故等緊急対策本部を設置するものとする。

2 本部の編成は、本部長、副本部長、本部長補佐、本部総括を基本とし、本部長は局長、副本部長は緊急事態等を所掌する部長とするほか、第7条第1項第2号から第5号までに掲げる緊急事態等の類型ごとの対処要領を定めるマニュアル（以下「事態別マニュアル」という。）に定めるところによる。

3 本部の任務は、次の各号のとおりとするほか、事態別マニュアルに定めるところによる。

- （1） 情報の収集及び集約
- （2） 職員の派遣に関する判断及び意思決定
- （3） 関係地方公共団体への連絡
- （4） 防衛省関係部署への報告及び連絡

（施設整備調査チーム）

第4条 管轄内において被災した自衛隊施設に対する技術支援等を迅速かつ的確に実施し、もって当該自衛隊施設の早期復旧を図るため、中国四国防衛局に施設整備調査チーム（以下「チーム」という。）を設置するものとする。

2 チームの編成は、次の各号のとおりとするほか、第7条第1項第2号に掲げる中国四国防衛局における施設整備調査チーム運用マニュアルに定めるところによる。

- （1） チーム長は、局長とし、チームの事務を総括整理する。
- （2） 副チーム長は、調達部長とし、チーム長を補佐する。チーム長に事故等があったときは、副チーム長がその職務を行う。
- （3） チーム員は、チーム長が指名する。
- （4） チームの庶務は、調達計画課において処理する。

3 チームの任務は、技術支援等の実施に関し、次の各号のとおりとするほか、中国四国防衛局における施設整備調査チーム運用マニュアルに定めるところによる。

- （1） 被災した自衛隊施設へのチーム員の派遣に関すること。

- (2) 被災した自衛隊施設の調査又は情報収集に関すること。
- (3) 中央施設整備調査チーム及び部隊等との連絡調整に関すること。
- (4) 米軍及び地方公共団体等に対する技術支援等に関すること。
- (5) その他局長が指示する事項に関すること。

(職員の安否確認)

第5条 職員は、管轄内において震度6弱以上の地震が発生した場合等局長が必要と認めるときは、安否確認情報を速やかに報告するものとする。

2 総務部長は、職員の安否確認に必要な連絡網、連絡手段等を平素から準備し、職員に周知するものとする。

(速報)

第6条 緊急事態等の発生を認知した場合における内閣総理大臣官邸、防衛大臣等、局長、各部長等への速報及び地方公共団体その他の機関への通報は、通達に定めるところによるほか、別図第1及び別図第2により行うものとする。

2 職員は、勤務時間の内外を問わず、また、自ら認知したか他機関からの情報により認知したかを問わず、緊急事態等の発生を認知した場合、直ちに速報を行うものとする。この場合において、勤務時間内においては緊急事態等ごとの担当課等の長に、勤務時間外においては当直員に速報することを基本とする。

(マニュアルの整備等)

第7条 この要領の実施に関して必要な細部事項は、次の各号に掲げるマニュアルにおいて定める。

- (1) 中国四国防衛局における非常勤務の態勢強化マニュアル
- (2) 中国四国防衛局における施設整備調査チーム運用マニュアル
- (3) 中国四国防衛局における重大事件・事故発生時の対処マニュアル
- (4) 中国四国防衛局における災害派遣対処マニュアル
- (5) 中国四国防衛局における南海トラフ地震災害対処マニュアル

2 マニュアルが未だ整備されていない緊急事態等が発生した場合、類似のマニュアルを準用するなど臨機の対応に努めるものとする。

3 この達及びマニュアルに基づき、教育訓練資料の作成、職員に対する教育訓練を実施する。

附 則

この達は、平成25年5月30日から施行する。なお、平成19年達第25

号、平成20年達第1号及び第12号は廃止する。

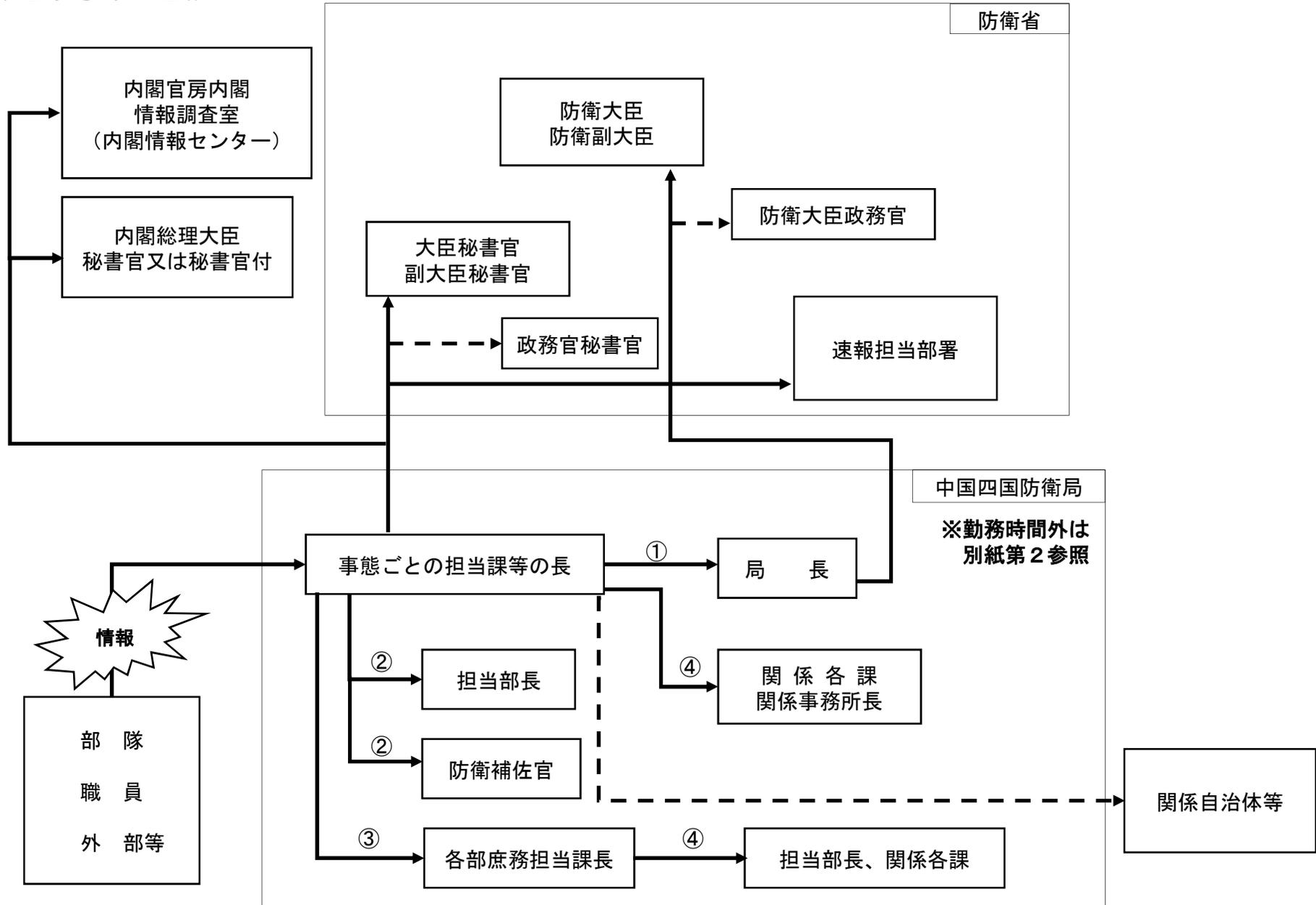
附 則（令和2年9月9日中国四国防衛局達第1号）
この達は、令和2年9月9日から施行する。

附 則（令和3年6月29日中国四国防衛局達第4号）
この達は、令和3年6月29日から施行する。

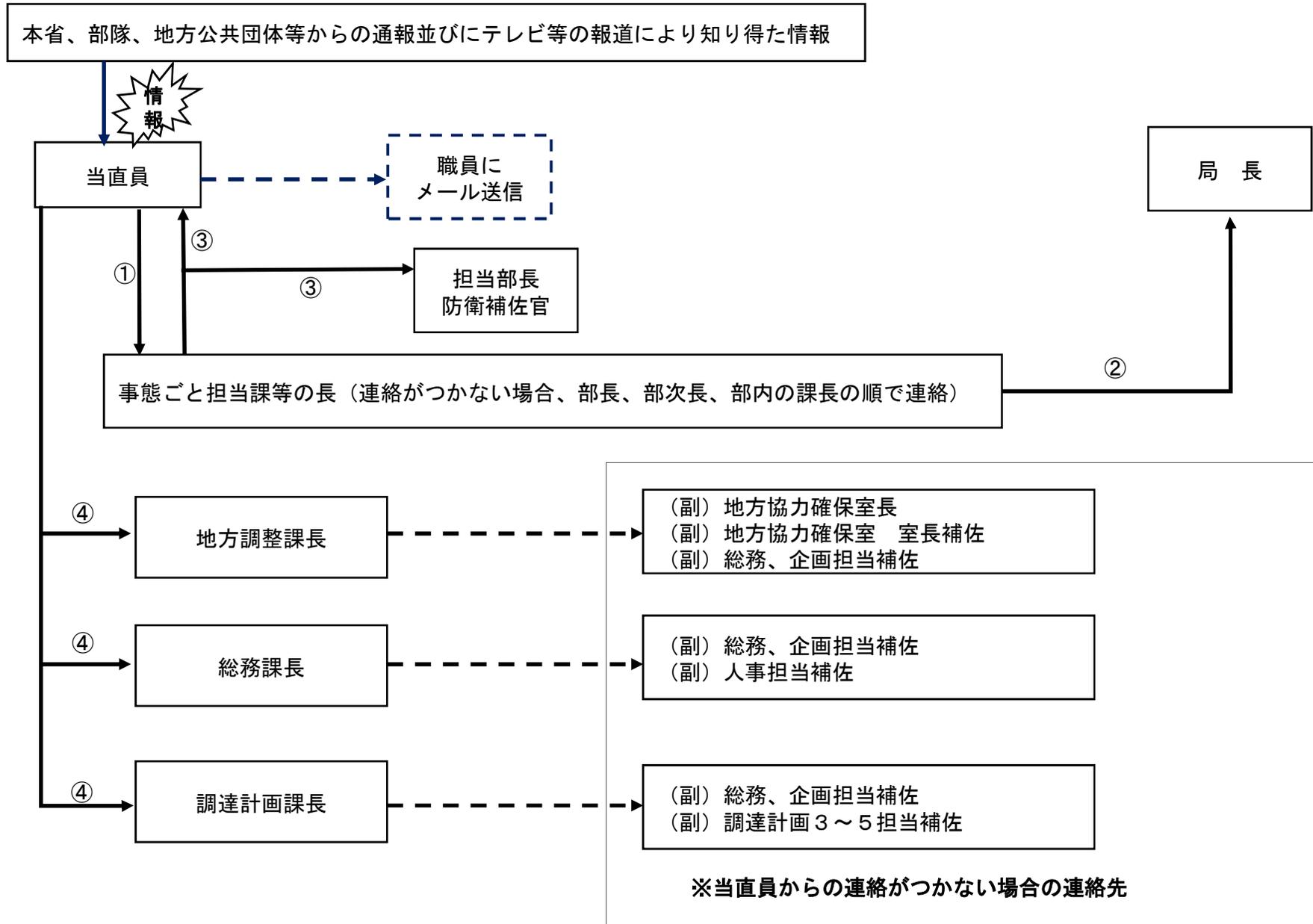
非常勤務の態勢強化基準
(代 表 例)

種 別	緊 急 事 態 等
大規模自然災害 (中国四国防衛局の管轄区域内に限る)	震度5強以上の地震発生時
	沿岸部における大津波警報発令時
	洪水、土砂、高潮等により重大な人的・物的被害の発生予測が発表された時
	大規模な雪崩等により重大な人的・物的被害の発生予測が発表された時

注：網羅的な事例は「中国四国防衛局における非常勤務の態勢強化マニュアル」別表を参照すること。



※1 詳細な連絡先については、電話番号等を記入の上、別途作成し配布。
2 各課は、あらかじめ「電話連絡網」を整理しておくものとする。



- ※1 当直員は、事態ごとの担当課等の長の指示があった場合、緊急事態の状況を職員に対しメール送信するものとする。
- 2 以後の連絡は別紙第1のとおり実施。